

Newsletter



Institute for International Monetary Affairs
公益財団法人 国際通貨研究所

台湾の銀行セクターについて

～純債権国の強み健在も銀行再編、不動産バブルへの対処が課題～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
森川 央

morikawa@iima.or.jp

要 旨

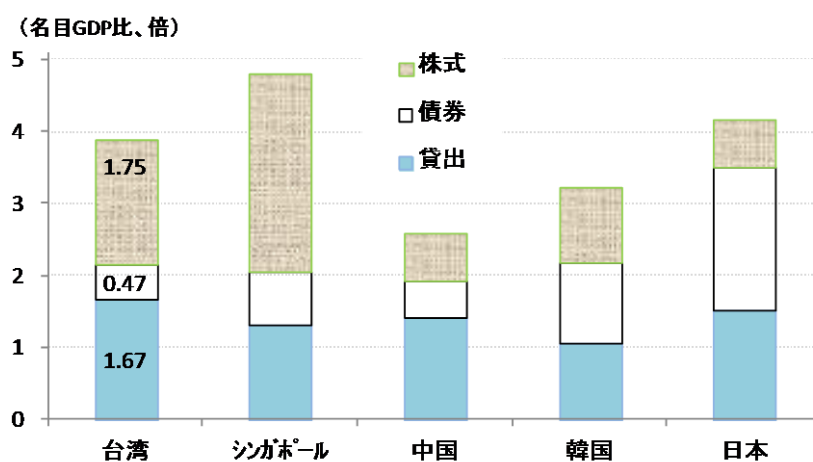
- 台湾の株式・債券・貸出の合計は、GDPの約3.9倍あり、アジアの中でも大きい。最も大きいのが株式だが、銀行貸出もGDPの1.67倍あり金融セクターにおいて大きな役割を担っている。
- 台湾の銀行業界では、輸出主導の経済成長から経常黒字が定着した1980年代以降、自由化・国際化が進みはじめた。特に1990年代には、バブルの処理とその反省から、公営銀行の民営化、金利自由化、外国為替の変動相場制への移行、ユニバーサルバンキングなど、一連の金融制度改革が行われた。
- 1990年代後半のアジア通貨危機による影響は軽微だった。しかし、不良債権の処理とともに、銀行数の過多、規模の小ささ、業務範囲の狭さなどの問題を解決するべく、2000年代に入って、銀行法改正、金融持株会社法の制定など、更なる金融業界の強化が図られた。
- こうした改革にもかかわらず、台湾金融界では、銀行数の過多という「オーバー・バンキング問題」がいまだに解決されていない。
- 台湾は対外純債権国であり外貨は潤沢で、外貨流動性不足から通貨不安、金融不安を起こす可能性は引き続き小さい。ただ、国内では首都とその周辺部で、不動産価格が高騰しており、バブルの帰趨に注意が必要である。

1. 台湾の銀行セクターの概要

台湾の株式・債券・貸出の合計は GDP の約 3.9 倍と大きく、韓国の 3.2 倍を上回り、日本と比較しても遜色のない規模となっている。

最も大きいのは株式だが（GDP の 1.75 倍）、貸出残高も GDP の 1.67 倍と、株式に匹敵する規模となっている（図表 1）。

図表 1：台湾の主な金融資産規模、近隣各国との比較（2010 年、GDP 比）



(資料) IMF, WFE, AsianBondsOnline, 台湾中央銀行、台湾統計局

フロー・データでも同じ傾向が読み取れる。景気変動の影響を除くため、台湾民間企業の 2006 年から 2010 年にかけての平均調達額を見ると、株式・出資による資金調達の 4,111 億新台幣ドル（以下 NT ドル）は下回るものの、借入でも 3,073 億 NT ドルを調達しており、全体の 32% を占めている（図表 2）。手形・債券での調達は小額で、債務性資金の調達においては間接金融が優位である。

図表 2：民間企業の資金調達

(10億NTドル)

	2006-2010	2010
借入	307.3	567.1
手形・債券	-58.1	42.5
株式・出資	411.1	361.1
企業間信用	330.8	732.5
その他	-36.5	37.2
合計	954.6	1740.3

(資料) 台湾中央銀行

金融仲介機関の種類別には、銀行などの預金受け入れ機関の他、生・損保、年金、投資信託、証券会社などがある。

台湾はユニバーサルバンク制を認めており、ほとんどの大手行は、証券・信託を兼営している。外国銀行は、欧米と日本を中心に28行が進出している。

また1990年代からは、金融持株会社の設立が認められるようになった。金融持株会社は保険会社なども傘下に含め、幅広い金融サービスを提供することが可能になっている（図表3）。

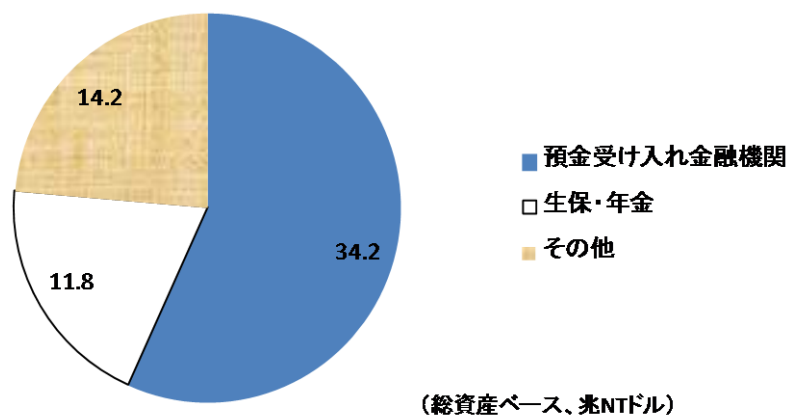
図表3：台湾の主な金融機関

金融機関	機関数	概要
国内銀行	37	ほとんどの国内金融銀行が、証券、信託業務を兼営するユニバーサルバンクとなっている。また、金融持株会社方式を採用している銀行が多い。大手銀行は国営・公営銀行であったところが多いが、90年代以降、民営化が進められている。
外国銀行	28	進出銀行は、米国、日本、フランス、英国、オランダ、ベルギー、スイス、ドイツ、カナダなど。アジアからはシンガポール、香港、タイ、フィリピンが進出している。
信用合作社	26	日本の信用金庫、信用組合作りに似た協同組織の金融機関で、商業銀行業務を行っている。
農会・魚会信用部	301	日本の農協、漁協に似た協同組織の金融機関。
郵政	1	郵便、貯金、保険、国債窓販業務などを営む政府100%保有の金融機関。日本郵政に類似。
生命保険	30	地場資本23社、外資系7社。
損害保険	26	地場資本17社、外資系9社。
票券金融会社	10	日本の短資会社に似た会社で、短期国債、CD、CP等の仲介をしている。
証券会社、投資信託、投資顧問、証券金融会社	多数	大手商業銀行系、外資系、独立系など多数存在。

（資料）台湾中央銀行、三菱東京UFJ銀行「投資ガイドブック 台湾」

金融機関のうち、預金受け入れ機関には、国内商業銀行、外国銀行、信用合作社、農会・魚会信用部、郵政がある。総資産ベースで、預金受け入れ機関は全体の約 57%を占めている（図表 4）。

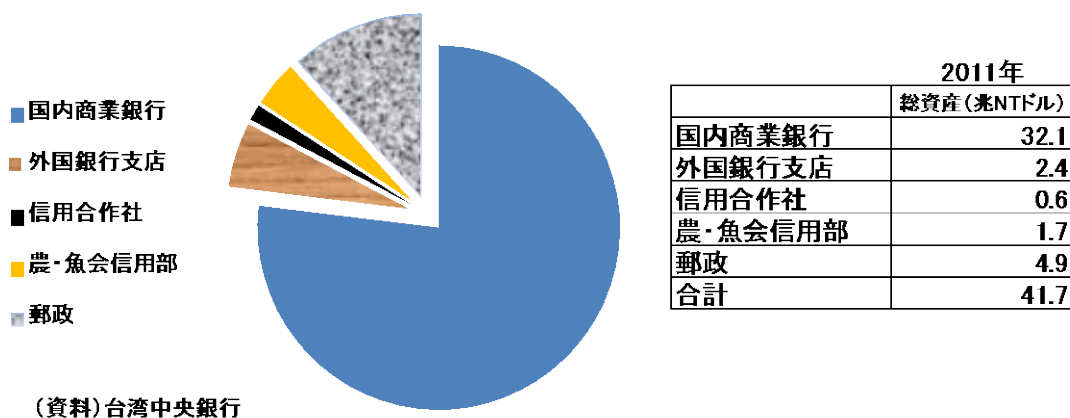
図表 4：台湾の主な金融機関（2011 年）



(資料)台湾中央銀行

預金受け入れ機関の中では、37 行ある国内商業銀行が 32.1 兆 NT ドルの総資産を有し、全体の 4 分の 3 以上を占めている。外国銀行のシェアは 5.8%に過ぎないが、外為業務や投資銀行業務では大きな存在感を見せている。特にデリバティブ取引においては、外国銀行が 70%以上のシェアを有していると言われている。（図表 5）

図表 5：台湾の預金受け入れ機関の内訳（2011 年）



商業銀行の監督は金融監督委員会（Financial Supervisory Commission：以下 FSC）と台湾中央銀行（Central Bank of China：以下 CBC）が担っている。

FSC は、2004 年 7 月に、金融市場、金融サービス業を統一的に監督する独立機関として、当時の財政部（日本の財務省に相当）から分離、設立された。FSC には銀行を監

督する銀行局のほか、証券局、保険局などがある。監督機関としての CBC は、支払能力に問題のある銀行へ流動性を供給する役割を担っている。

2. アジア危機前の台湾銀行界

(1) 公営銀行主体でスタート

戦後の台湾銀行界の特徴は、国営、省営、市営などの公営銀行が主体となっていたことである。公営銀行とは、国、省、市政府による出資比率が 50%を超えるか、公営銀行が株式を持ち合っている銀行のことである。

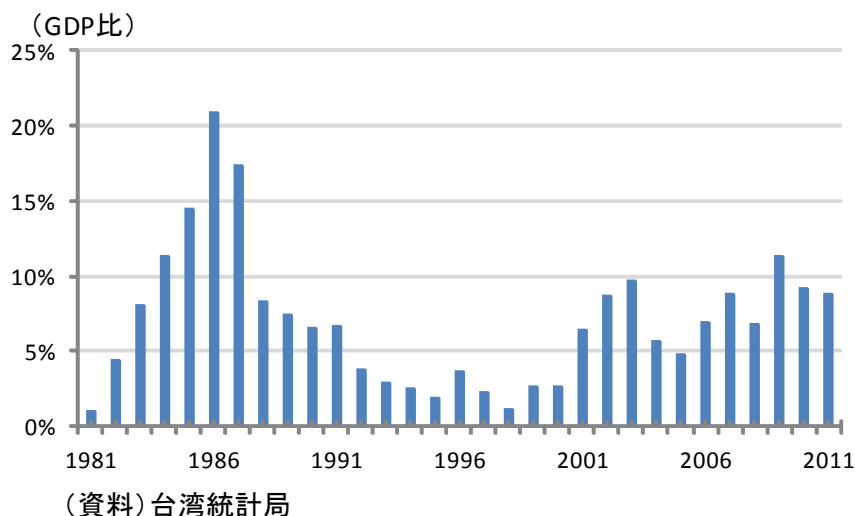
なかでも台湾銀行は、1950 年代まで中央銀行機能も兼ねつつ、全銀行貸出の 8 割を占めるといふ圧倒的な地位の銀行だった。

(2) 1980 年代以降の展開

輸出主導の成長を遂げていた台湾経済は、1980 年代に入ると経常黒字が定着し、プラザ合意直後の 1986 年の経常黒字は GDP 比 21.4%に達した（図表 6）。

この結果、1986 年のマネーサプライ（M1）は前年比 51.4%という大幅増になった。こうして生まれた過剰流動性は資産市場に流れ込み、台湾においても 1980 年代後半はバブル景気となり、日本と比べると遥かに後遺症は小さかったものの、1990 年代前半まで処理が長引いた。

図表 6：台湾の経常収支



バブルを生んだ反省から、政府は金融の自由化・国際化を進めていくことを決め 1989 年に銀行法が改正された。主な内容は以下の 4 点である。

- ①公営商業銀行の民営化、
- ②完全金利自由化・外国為替の変動相場制への移行、
- ③銀行の取り扱い業務の拡大（ユニバーサルバンキング）、
- ④民間商業銀行の新設、信用合作社など他業態からの商銀転換促進。

金融制度改革を受けて、1991 年に新しい民間商業銀行が 16 行認可された。その後も業態転換などにより商業銀行数は増加し、2000 年には 48 行となった¹。

また 1990 年代後半には、国営 2 行、省営 5 行、市営 2 行の公営銀行が民営化された²（図表 7）。

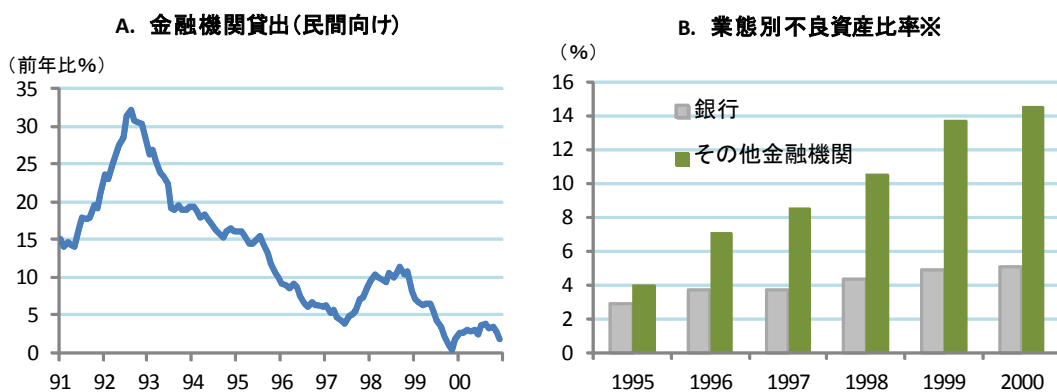
バブルの反省から進められた改革だったものの、結果としては新規参入者の増加により貸出競争が激化し、90 年代後半には特に中小金融機関で不良債権の増加が見られた（図表 8）。

図表 7：台湾の預金受け入れ金融機関数の変遷

	国内銀行		外銀支店	信用合作社	農会信用部	漁会信用部	郵政支店数
	銀行数	支店数					
1990	16	721	35	74	285	24	1,582
1995	34	1,361	38	73	285	27	1,515
2000	48	2,411	39	48	287	27	1,556
2005	42	2,995	36	29	253	25	1,444
2010	37	3,210	28	26	276	25	1,321

（資料）台湾中央銀行

図表 8：1990 年代の銀行業界



（資料）台湾中央銀行

（資料）台湾研究所「台湾総覧2000年度版」
 ※6カ月超延滞の比率。年末、2000年のみ3月末データ。

¹ 証券会社設立についても 1988 年に、それまでの許可制から登録制に改められ、参入が急増した。1987 年は 28 社だったが、ピークの 1991 年には 381 社に増加し、一時は上場企業数をも上回っていた。しかし、その後は市況の悪化とともに淘汰、集約が進み、現在は 122 社（2012 年 4 月）となっている。

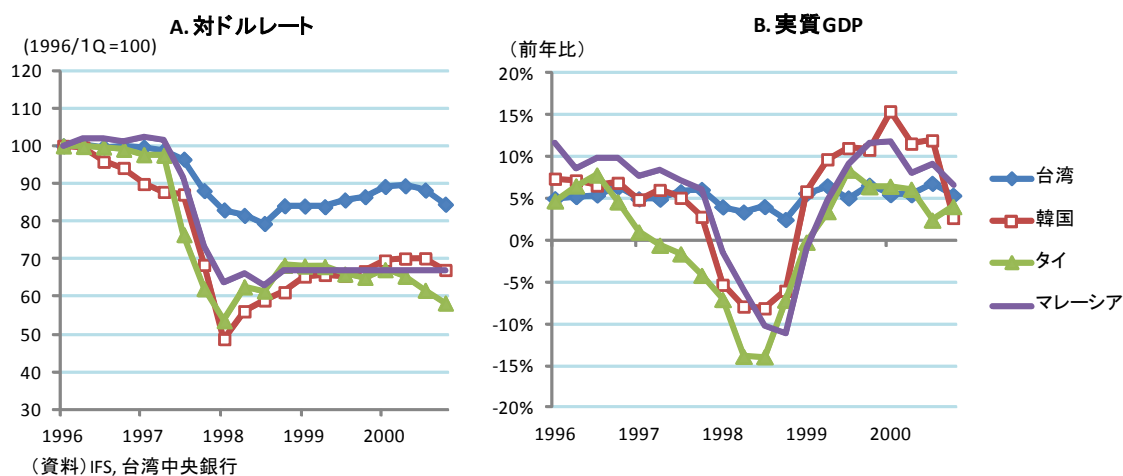
² もっとも民営化後も、公的部門が最大株主として残った。

3. アジア通貨危機と台湾銀行界への影響

(1) 小さかったアジア通貨危機の被害

1997～98年のアジア通貨危機は多くのアジア各国で深刻な不況を引き起こしたが、台湾への影響は比較的軽微だった。事実、台湾は通貨の下落率も小さく（最大でも20%程度）、実質成長率もマイナスになることなく乗り切っていた（図表9）。

図表9：1990年代後半の東アジア諸国経済



台湾経済が大きな被害を免れた理由として、以下の点が指摘できよう。

- ① 対外債務、特に短期債務が僅少であったこと、
- ② 経常収支が恒常的に黒字であったこと、
- ③ IT産業を軸に産業構造の高度化・輸出競争力の強化を達成していたこと、
- ④ 台湾経済を支える民間中小企業に旺盛な企業家精神があったこと。

要するに、台湾経済の外貨獲得能力が高く外貨準備も潤沢だったため、調達不安が生まれなかったということが大きかった。金融機関経営への影響については、一部の票券金融会社と中小企業銀行が破綻しただけに留まり、金融システム全体に不安が広がることは回避できたといえよう。

(2) アジア通貨危機後の金融改革

アジア通貨危機を軽傷でしのいだ台湾銀行界だが、もちろん問題も抱えていた。前述のとおり、中小金融機関を中心に不良債権比率が上昇していたほか、当時、問題点として以下の諸点が指摘されていた。

- ① 銀行数の過多と1行当りの規模が小さいことによる利潤率の低下、
- ② 経営悪化金融機関の退場ルールの不備、

- ③銀行経営が保守的で新商品開発に消極的であったため、顧客の多様な金融サービス・ニーズに対応できていないこと³、
- ④縁故関係に基づく不正融資の横行。

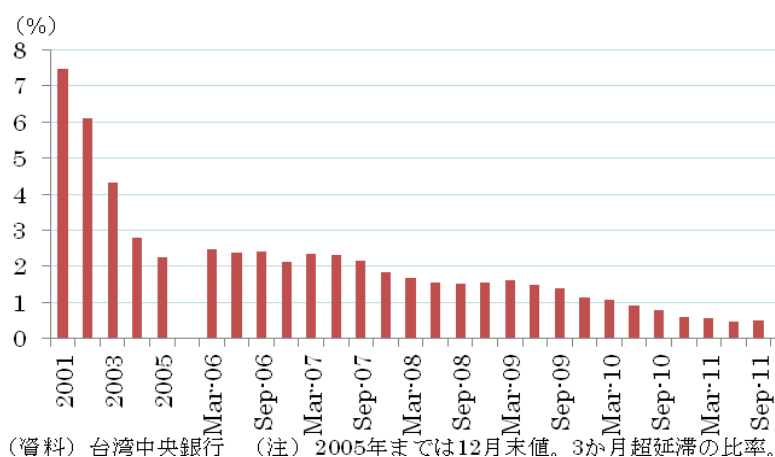
金融当局はこうした問題を踏まえ、銀行法改正(2000年)、金融機構合併法(2000年)、金融持株会社法(2001年)を制定し、金融業界の強化を促した。

金融機構合併法制定には、銀行に対して合併による規模拡大だけでなく、保険会社や証券会社の買収により、業務範囲の拡大を促す狙いがあった。また、合併促進のため、合併する金融機関には各種税制優遇措置の適用が認められた。

更に政府はこの法律で外国金融機関の進出が増え、台湾の金融界が強化されることも期待していた。進出を促すために、従前の規制で上限75%とされていた外資系の持株比率が撤廃され、以後100%保有が可能になった。

一連の改革のうち、最初に成果をあげたのは不良債権処理である。上記金融三法の改正のほか、米国の整理信託公社(RTC)に倣った金融再建基金の設立、資産証券化を促進する資産証券化法・不動産証券化法の整備により、不良債権処理が進められた。その結果、2001年末に7.5%だった不良債権比率は、2005年末には2.2%にまで低下した。そして、その後も低率で安定している(図表10)。

図表 10 : 国内商業銀行の不良債権比率



また、金融持株会社の設立も、顧客の多様な金融サービス需要に対応するため、銀行、証券、信託、保険の総合金融サービス化が進展するきっかけとなった。2002年6月、14社の持株会社が認可された。金融持株会社14社が保有する銀行の資産規模は銀行全

³ しかし、この保守性はサウンド・バンキングを堅持していたためと評価することも可能である。

体の40%強となっている。

4. 金融制度改革の限界～オーバー・バンキング問題

当局の狙いは、持株会社法により銀行の合併を促進し、先進国の銀行にも対抗できるような銀行を育てることだった。政権交代はあっても、この面での政府のスタンスは変わっていない。2004年10月、民進党の陳水扁政権は金融再編により、市場シェアが10%以上のメガ金融機関を少なくとも3行設立することを目指すと表明した。国民党現職の馬英九政権も政権成立時（2008年）、台湾金融機関の合併を促進すると表明していた。

しかし、再編の動きは鈍く、台湾金融界のオーバー・バンキング問題は解決していない。図表7にあるように、国内商業銀行数は2000年の48行から減少したものの2010年、なお37行が存在している。これは1995年の34行を依然として上回る数だ。そして、市場シェア10%を上回る銀行は台湾銀行だけである（図表11）。

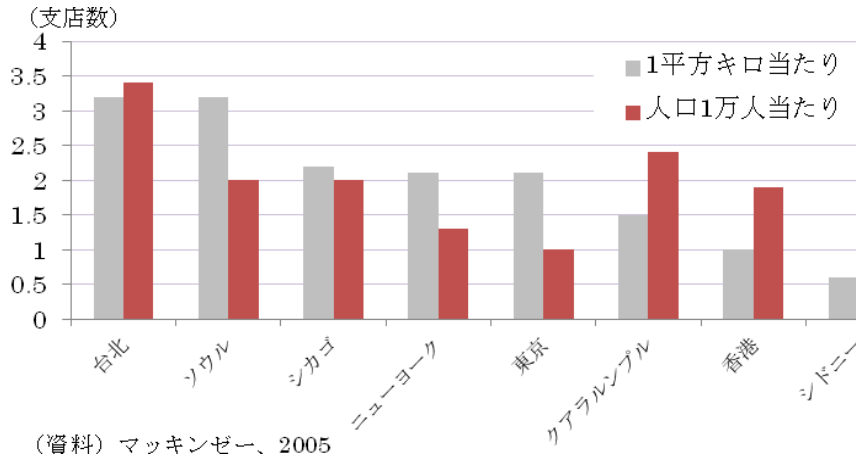
図表11：台湾の主要銀行

銀行名	英語名	資産規模 (10億NTドル)	シェア (%)	税前利益 (10億NTドル)	RoA (%)	預金量(円換算) (兆円)
1 台湾銀行 ○	Bank of Taiwan	3,838.5	11.5	0.41	0.01	8.8
2 合作金庫銀行 △	Taiwan Co-operative Bank	2,667.4	8.0	2.51	0.09	5.7
3 台湾土地銀行 ○	Land Bank of Taiwan	2,236.7	6.7	2.86	0.13	5.0
4 兆豊国際商業銀行	Mega International Commercial Bank	2,035.8	6.1	4.65	0.23	4.1
5 第一商業銀行	First Commercial Bank	1,978.1	5.9	2.53	0.13	4.2
6 華南商業銀行	Hua Nan Commercial Bank	1,813.6	5.4	2.15	0.12	4.0
7 中国信託商業銀行	Chinatrust Commercial Bank	1,783.3	5.3	5.45	0.31	3.4
8 国泰世華商業銀行	Cathay United Bank	1,580.0	4.7	3.66	0.23	3.5
9 台北富邦銀行	Taipei Fubon Bank	1,529.2	4.6	3.31	0.22	3.1
10 彰化商業銀行	Chang Hwa Commercial Bank	1,517.6	4.5	2.56	0.17	3.3
小計		20,980.0	62.6	30.09	0.14	45.1
合計		33,533.8	100.0	184.8	0.55	71.5

(資料)台湾金融監督委員会 ○印は100%公的保有、△は政府が主たる株主の銀行。 2011年3月末。税前利益は2010年

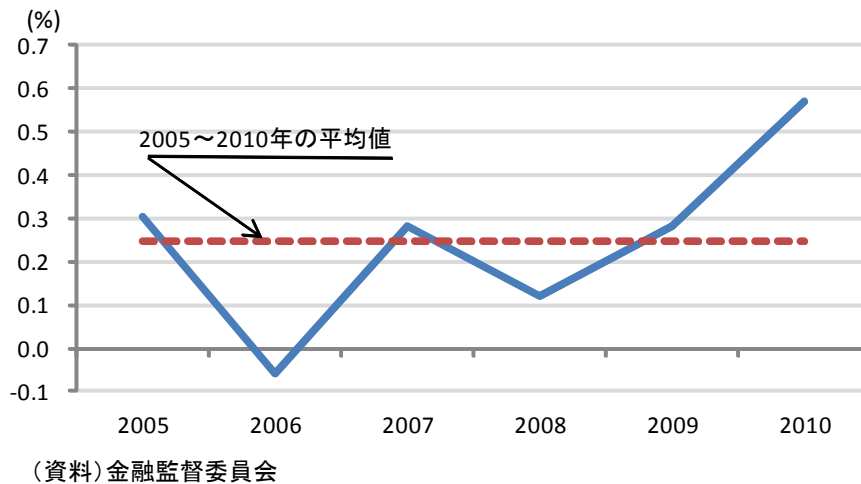
更に、米コンサルタント、マッキンゼーの調査（2003年）によると、台北の銀行支店数は、人口比でも面積比でも群を抜いて多い（図表12）。現在は、支店数が更に増加しているため（図表7参照）、オーバー・バンキング問題は改善するどころか悪化していると考えられる。

図表 12：銀行支店数の国際比較（2003 年）



銀行過多は銀行間の激しい競争につながっており、そのため台湾銀行界の総資産利益率（RoA）は0.25%（2005～2010年平均）と、国際的にも低い水準に留まっている（図表 13）。

図表 13：国内商業銀行のRoA



なかなか再編が進まない理由としては、独立志向が強い国民性、公的銀行の行員が民営化に反対する姿勢を崩していないことに加え、過当競争により利鞘が薄いことから肝心の外資系銀行に参入意欲が乏しいことも指摘されている。

また、依然として公的銀行のシェアが大きいことも、銀行界全体の収益力が低い原因と指摘されている。台湾の公的銀行、非営利金融機関のシェアは53.5%あり（2010年）、民業を圧迫していると考えられる⁴。

⁴ Standard & Poor's 「Banking Industry Country Risk Assessment: Taiwan」 2012/3/21

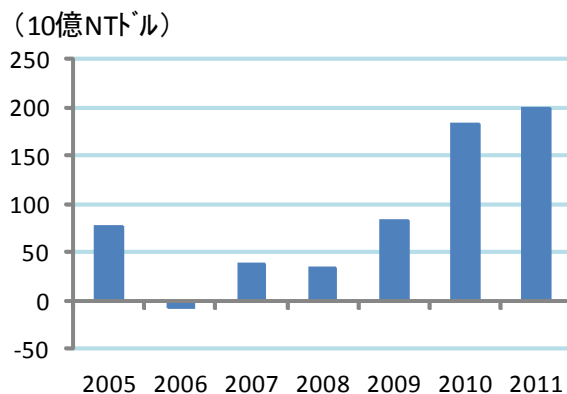
5. 最近の銀行セクターのパフォーマンスと今後の課題

(1) 好調な実体経済に助けられ、企業向け不良債権比率は低下

台湾は日本と同様に対外純債権国である。2008年のグローバル金融危機時も対外純資産は5,750億米ドル、GDP比で144%と潤沢であった。従って、外貨流動性不足への耐性が強く、通貨不安を招くことはなかった。依然として純債務国の韓国とは対照的である。

その後はグローバル経済の急回復を受け、台湾経済も急成長を遂げたので、銀行部門の収益も好調であった(図表14)。

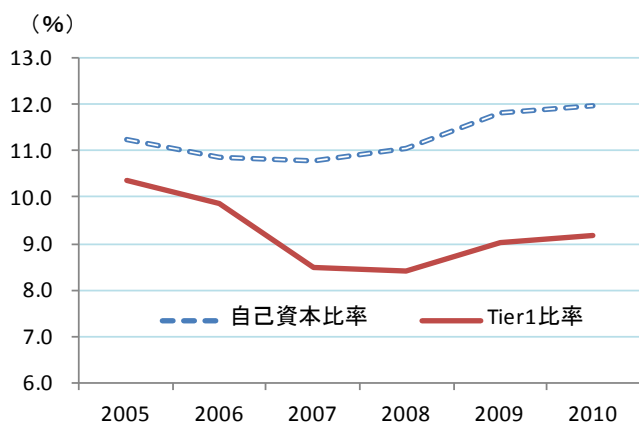
図表14：国内商業銀行の収益額



(資料)台湾中央銀行

財務体質も改善している。自己資本比率は、国際的に遜色のないレベルである。また、企業向けローンの不良債権比率は、2010年末時点で0.88%に低下している。輸出主導の台湾経済にとって、欧州発の世界経済の鈍化は大きな懸念材料であり、今後注意は怠れない。しかし、足元の不良債権比率は、2008年(2%台前半)の半分以下になっており、環境悪化への適応力は向上していると考えられよう(図表15)。

図表15：国内商業銀行の自己資本比率



(資料)台湾中央銀行

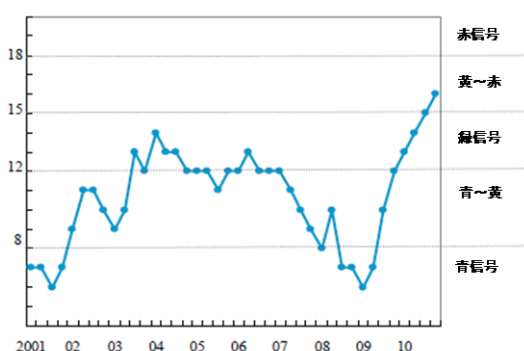
(2) 国内不動産市場は過熱

台湾の不動産市場は2009年から回復、2010年には「やや過熱」領域に入っていた(図表16参照)。景気が拡大する中での低金利継続が市況の押し上げの主因だが、加えて2010年9月に発効した海峽兩岸経済協力枠組協定(Economic Cooperation Framework Agreement、ECFA)が長期的な成長期待を押し上げている面もあろう。同協定は、中台

間の自由貿易協定と言われるもので、今後経済交流の更なる活発化が期待されているからだ。

このような背景があり、住宅価格は中古住宅（Sinyi 住宅価格指数）、新築住宅（Cathay 住宅価格指数）とも 2010 年に入ってから上げ足を速め、2 桁の伸び率となり、2 年間で 30% 弱という急上昇となった（図表 17 参照）。特に、台北周辺の価格上昇率は高く、住宅価格が年収の 14 倍、月々の収入に対するローン返済比率が 50% を上回るなどバブルの様相を見せていた（図表 18）。

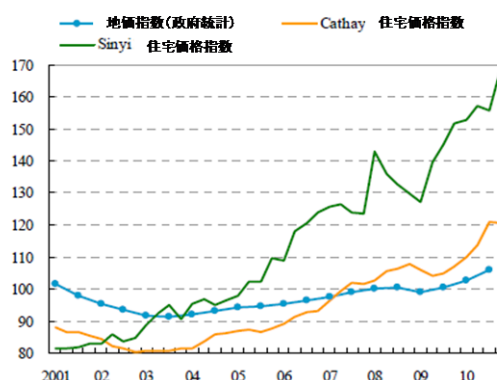
図表 16：台湾の不動産サイクル指数⁵



Sources: "Quarterly Report of Taiwan Real Estate Cycle Indicators," Architecture and Building Research Institute, Ministry of the Interior (MOI); Taiwan Real Estate Research Center.

台湾中央銀行「Financial Stability Report May 2011」 p.52より

図表 17：台湾の住宅価格指数

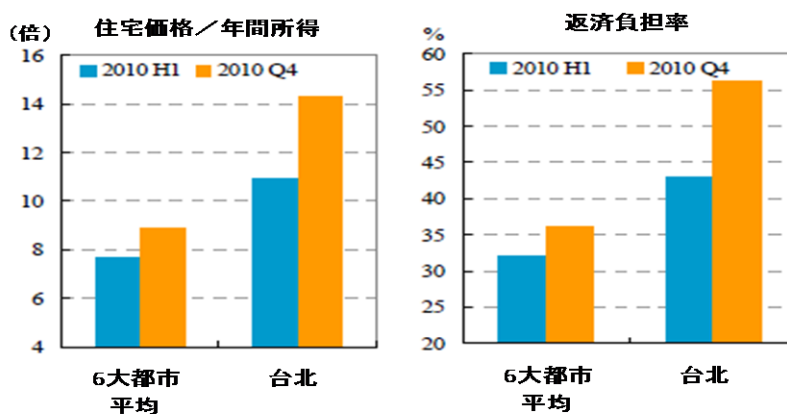


Note: 地価指数(政府統計)の発表周期は半期、民間統計(2社)は四半期。

Sources: MOI, Cathay Real Estate, and Sinyi Real Estate Inc.

台湾中央銀行「Financial Stability Report May 2011」p.53より

図表 18：都市部の住宅市況



Note: 返済負担率 = 住宅ローン毎月返済額 / 月間所得

Source: "Taiwan Housing Demand Survey Report," MOI.

台湾中央銀行「Financial Stability Report May 2011」p.55より

⁵ 不動産サイクル指数の「赤信号」は市況過熱、「黄~赤」はやや過熱、「緑」は安定、「青~黄」はやや下落、「青信号」は下落を示している。

このため、金融当局は 2009 年秋より各金融機関に対し、リスクの注意喚起、報告の強化を開始した。しかしその後も不動産ブームが続いたため、2010 年 6 月、台北と新台北の一部での不動産融資に規制をかけることとなった。12 月にも追加の規制が導入されている（図表 19）。

更に 2011 年 6 月には、主たる居住用とせず 2 年以内に転売した住宅に対し、10～15% の課税をする一種の富裕税を導入した。

図表 19：2010 年の不動産融資規制

		開始日	
		2010/6/25	2010/12/31
住宅ローン	対象地域	台北市、新台北市内10地区	台北市、新台北市内13地区
	個人の2軒目持家に対するLTV上限	70%	60%
	同 法人	-	60%
不動産担保融資	規制対象地域	-	都市計画地域内の住宅・商業地域
	特記事項	-	金融機関は融資にあたり、債務者から具体的な建築計画を徴求すること。 LTVは65%を上限とする。なお、工事開始まで融資予定の10%相当額の融資を待つこと。

(資料)台湾中央銀行年次報告、2010年版

(3) バブル監視は今後も必要

こうした取り組みにより、2012 年に入って不動産融資の伸びは鈍化してきており、不動産市場の「冷却」にある程度の効果を上げているといえよう（図表 20）。だが、台北市の住宅販売価格は、2011 年冬には一時低下したが、足元ではインフレ期待に煽られ再び上昇しているという報道もあり、まだ明確な方向性が出ているとは言い難い。

図表 20：不動産関連融資の動向

	(百万NTドル)				
	2008/12	2009/12	2010/12	2011/12	2012/4
企業不動産購入資金 (前年同月比)	7,107,665 4.0%	7,457,506 4.9%	8,066,165 8.2%	8,520,450 5.6%	8,537,012 3.5%
個人住宅資金 (前年同月比)	4,587,498 1.8%	4,816,647 5.0%	5,109,256 6.1%	5,274,015 3.2%	5,265,932 1.5%

(資料)台湾中央銀行

台湾の不動産融資は 60～65%と掛け目が厳しく、価格下落の場合も金融機関への影響は小さいと言われている。だが、スペインも掛け目は 60%と低かったが、現在、深刻な不良債権問題を起こしていることを忘れてはならない。

台湾の企業向けと個人向けの不動産関連資金を合計すると、全国内貸出の 3 分の 2 に上る。不動産価格の変動が、台湾の金融機関に与える影響を過小評価することはできず、今後も監視が必要である。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>